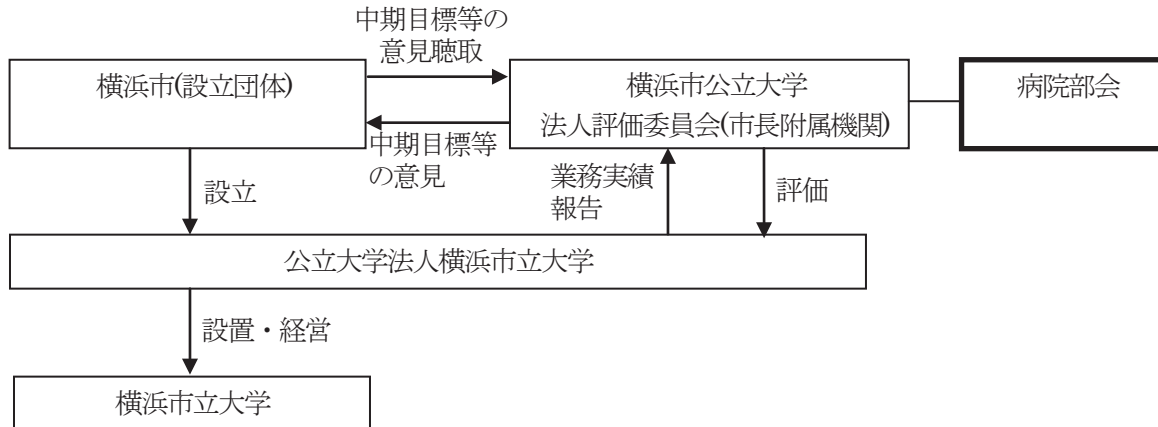


## 横浜市立大学附属2病院等検討部会の設置について（案）

### 1 趣旨

横浜市立大学附属2病院等の再整備の方向性について専門的な見地から検討するため、横浜市立大学法人評価委員会(市長の附属機関)の下部組織として「横浜市立大学附属2病院等検討部会(以下、病院部会という。)」を設置します。

【参考】病院部会の位置づけ



### 2 病院部会

#### (1) 主な事務

- ア 附属2病院等に係る課題、懸案事項に関すること
- イ その他、附属2病院等に係る委員長が指定する事項

具体的な事務としては、市大が取りまとめた「附属2病院再整備構想の方向性」やその他関係する事項について、法人評価委員会として市に提出する意見書案を取り纏めいただく予定です。

#### (2) 任期

非常勤特別職として、令和元年7月5日～本案件の調査審議が終了したときまで（令和2年3月31日予定）

#### (3) 部会の委員（順不同）

- ア 有賀 徹 氏（公立大学法人評価委員会 委員）※部会長を予定



	略歴
1976年	東京大学医学部を卒業
1980年	東京大学医学部附属病院救急部
1984年	公立昭和病院脳神経外科主任医長, 1990年4月同救急部長
1994年	昭和大学医学部教授, 昭和大学病院救急医学科診療科長
1997年	昭和大学医学部救急医学講座主任, 同9月 昭和大学病院救命救急センター長
2000年	昭和大学病院副院長, 2011年4月同病院長
2016年～	独立行政法人労働者健康安全機構理事長, 昭和大学名誉教授

イ 河野 陽一 氏 (タムス浦安病院長)



	略歴
1973年	千葉大学医学部を卒業
1990～1998年	千葉大学医学部助教授(小児病態学)
1998年～2013年	千葉大学医学部教授(小児病態学)
2007年～2011年	千葉大学医学部附属病院長
2013～2019年	千葉労災病院長
2019年4月～	タムス浦安病院長

ウ 坂本 哲也 氏 (帝京大学医学部附属病院長)



	略歴
1983年	東京大学医学部を卒業
1994年	公立昭和病院救命救急センター長
2000年	東京大学助教授
2002年	帝京大学医学部附属病院救命救急センター教授
2005年	帝京大学医学部附属病院救命救急センター長
2009年	帝京大学救急医学主任教授
2016年4月～	帝京大学医学部附属病院長

### 3 今後のスケジュール

	件名	内容
8月	病院部会 (6日、9日、16日)	2病院視察、部会の進め方の調整、論点整理等の打ち合わせ  ・附属病院／医学部 (横浜市金沢区福浦：金沢シーサイドライン 市大医学部駅) 第1回(8/6(火)9:30～12:00)、第2回(8/16(金)14:00～17:00) ・附属市民総合医療センター (横浜市南区浦舟：横浜市営地下鉄 阪東橋駅) 8/9(金)9:00～11:00
	法人評価委員会 (21日)	視察の報告等
10月	病院部会	附属2病院等の再整備について市への意見書案のとりまとめ
11月	法人評価委員会 (臨時)	附属2病院等の再整備について市への意見書の確定

### 4 関係資料

- (1) 横浜市公立大学法人評価委員会条例
- (2) 横浜市公立大学法人評価委員会運営要綱(改正)
- (3) 横浜市立大学附属2病院等検討部会設置要綱(新規)

○横浜市公立大学法人評価委員会条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 52 号

横浜市公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

横浜市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 11 条の規定に基づき、市長の附属機関として設置する横浜市公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

下線部分が今回の改正により、  
内容が追加される箇所です。

## 横浜市公立大学法人評価委員会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市公立大学法人評価委員会条例（平成16年横浜市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、横浜市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（部会）

第2条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（以下、「部会の委員」という。）をもって組織する。

3 部会の委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 部会長に事故があるとき、または、部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

（部会の議事）

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の議長となる。

3 部会は、部会の委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開）

第4条 委員会の会議又は部会は、原則として公開とする。ただし、委員会又は部会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

2 前項に定める公開の方法は、会議の傍聴及び会議結果の公表をもって行う。

第5条 委員長又は部会長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長又は、部会長は、会議等の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

附則

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年〇月〇日から施行する。

横浜市公立大学法人評価委員会 横浜市立大学附属 2 病院等検討部会設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 横浜市立大学附属 2 病院等の諸課題等について、専門的な見地から調査審議するため、横浜市公立大学法人評価委員会運営要綱第 2 条に基づき、横浜市立大学附属 2 病院等検討部会（以下「病院部会」という。）を設置する。

（定義）

第 2 条 横浜市立大学附属 2 病院等とは、横浜市立大学附属病院、横浜市立大学医学部、医学研究科、先端医科学研究センター、横浜市立大学附属市民総合医療センターの総称をいう。

（所掌事務）

第 3 条 病院部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 附属 2 病院等に係る課題、懸案事項に関すること。
- (2) その他、附属 2 病院等に係る委員長が指定する事項

（組織）

第 4 条 部会は、委員及び臨時委員 5 人以内をもって組織する。

（庶務）

第 5 条 病院部会の庶務は、政策局大学調整課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、病院部会に関し必要な事項は、部会長が委員長に諮って定める。

附 則

この要綱は令和元年〇月〇日から施行する。